

第 6 9 号議案

足立区知的障害者大谷田グループホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区知的障害者大谷田グループホーム条例の一部を改正する条例

足立区知的障害者大谷田グループホーム条例（平成 1 6 年足立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例

第 1 条中「足立区知的障害者大谷田グループホーム」を「足立区知的障がい者大谷田グループホーム」に、「知的障害者の」を「知的障がい者の」に改める。

第 3 条中「第 5 条第 1 0 項」を「第 5 条第 1 1 項」に、「同条第 1 6 項」を「同条第 1 7 項」に改める。

第 4 条第 1 号中「知的障害者」を「知的障がい者」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号中「障害」を「障がい」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から適用する。

（提案理由）

障害者自立支援法の改正により規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。